破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５１３号
佐賀県鳥栖市宿町1154―203号、住民票上の住所北九州市八幡東区西本町４丁目15番７―407号
破産者　和泉　源哉
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３１号
埼玉県深谷市長在家187番地２　ベル・セレーノＢ102号、旧住所群馬県前橋市総社町高井129番地１　エスポワール　Ｂ―201号
破産者　掛札　久恵
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３７１号
神奈川県小田原市曽比1317番地３
破産者　新山　哲夫
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３３９号
相模原市中央区田名塩田３丁目９番40号　なかよし201
破産者　後村　直幸
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９５号
佐賀県藤津郡太良町大字多良9527番地117
破産者　辻　　秋美
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２２号
秋田県北秋田市小又字新屋布71番地
破産者　松浦　妙子
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１７０号
神奈川県横須賀市汐入町２丁目５番地16　コンフォート汐入201
破産者　渡邉　　誠
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７７号
富山県射水市七美882番地の１　ケアハウス万葉６号棟13号室、住民票上の住所富山県氷見市柳田934番地２
破産者　畑山　三夫
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第７９６号
名古屋市南区天白町１丁目25番地　名南荘803号
破産者　前田　幸憲
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１９号
愛知県海部郡大治町大字三本木字堅田118番地　ヴァンベール101号室、従前の住所愛知県海部郡大治町大字西條字坂牧島113番地　メヌエット福島102
破産者　森　　大樹
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９８号
大阪市生野区小路東３丁目18番５号
破産者　長谷川　剛
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９６０号
大阪府茨木市真砂１丁目10番６号、前住所大阪市鶴見区諸口４丁目10番21―404号
破産者　東　　郷三
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３２６号
愛知県津島市神守町字下町８―３西恵比寿コーポ101号、開始決定時大阪府門真市月出町７番９号
破産者　小林　伸也
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４６９号
大阪市西淀川区花川２丁目４番48―103号、前住所大阪府豊能郡豊能町東ときわ台４丁目14番地の２
破産者　網谷　良昭
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０９号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番38―404号
破産者　寺井　麗子（旧姓田口）
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８３７号
大阪府岸和田市加守町４丁目31番26―603号、前住所大阪府岸和田市加守町４丁目31番26―207号
破産者　坂下　康幸
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０８号
大阪市大正区平尾２丁目11番７号　ロイヤル平尾　303号
破産者　比屋根一男
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２５５号
大阪府東大阪市西石切町５丁目５番22号　グドゥウェル新石切503号
破産者　能勢　桂介
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部